

株 主 各 位

証券コード 2286
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日2025年5月30日)
山口県下関市大和町二丁目4番8号
林 兼 産 業 株 式 会 社
取締役社長 中 部 哲 二

第86期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第86期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第86期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、ウ
ェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.hayashikane.co.jp/ir/library/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索
し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使するこ
とができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださ
いまして、2025年6月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますよう
お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 山口県下関市大和町二丁目4番8号
当会社本店4階ホール（末尾の会場ご案内略図をご参照ください）

3. 株主総会の目的である事項

報告事項

1. 第86期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、
連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書
類監査結果報告の件
2. 第86期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報
告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

◎株主総会に来場できない株主様との公平性を勘案し、お土産の配布はしていません。

◎株主総会へのご来場は公共交通機関をご利用し、お越してください。

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項のうち、事業報告の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書、連結注記表」、計算書類の「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表」、および監査報告の「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本、計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本、監査等委員会の監査報告書謄本」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、会計監査人および監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。5頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2025年6月25日（水曜日）午前 10時

インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) に
アクセスいただき、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月24日（火曜日）午後 5時30分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示を
されたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月24日（火曜日）午後 5時30分到着

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

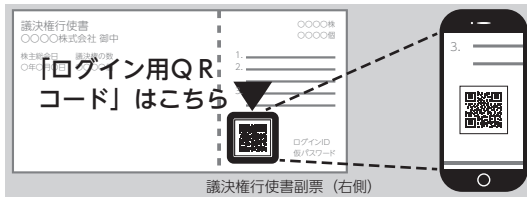
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2025年6月24日（火曜日）午後5時30分まで**に、スマートフォン又はパソコン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、インターネット又は議決権行使書の郵送による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) スマートフォン又はパソコン等によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) スマートフォン又はパソコン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

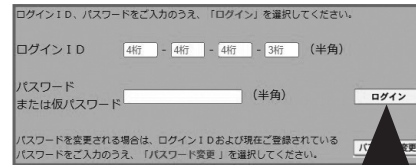
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

1. スマートフォン又はパソコン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



入力後、「ログイン」をクリック

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当政策は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の最重要施策の一つとして位置付け、業績に応じた適切な利益配分を行うことを基本としております。また、長期的な企業業績向上を目指し、設備投資に備えるための内部留保の充実を重視し、有効に投資したいと考えております。

当期の配当につきましては、上記方針に基づき、また政策保有株式の縮減に伴う投資有価証券売却益もあり増益となったことから、特別配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金25円（うち、普通配当15円・特別配当10円）
配当総額211,210,100円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は任期満了となります。

つきましては、取締役会の機能強化を目的として増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者 番 号	ふり 氏	がな 名	現在の当社における地位、担当			
1	なか 中	べ 部	てつ 哲	じ 二	代表取締役社長	再 任
2	み 三	しろ 代	けん 健	ぞう 造	専務取締役 事業統括本部長 兼食品事業部長 兼飼料事業部長	再 任
3	と 戸	くら 倉	しん 信	いち 一	取締役 経営管理本部長	再 任
4	なか 中	しま 嶋	かず 一	たか 貴	取締役 監査等委員	新 任
5	あ 安	べ 部	かつ 克	ひこ 彦	取締役 事業統括本部 食品事業部副事業部長	再 任
6	すず 鈴	た 田	しゅう 修	じ 士	取締役 経営管理本部副本部長	再 任
7	た 田	なか 中	しな 姿	こ 子	取締役	再 任 社 外 独 立

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
1	なか べ てつ じ 中 部 哲 二 (1968年8月5日生) (男性)	1994年 4 月 当社入社 2008年 6 月 当社取締役開発部担当 2010年 6 月 当社常務取締役経営企画室担当 2011年 4 月 当社常務取締役飼料事業部長兼経営 企画室担当 2014年 4 月 当社専務取締役経営企画室担当兼東 京支社担当兼事業改革担当 2016年 6 月 当社専務取締役管理本部長兼品質保 証部担当 2018年 1 月 当社専務取締役水産食品事業部長兼 開発部担当 2018年 6 月 当社専務取締役飼料事業部長 2019年 6 月 当社代表取締役副社長経営企画室担当 2020年 4 月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)恵比須商会取締役会長	257,470株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、2020年4月より代表取締役社長として当社の事業運営を牽引し、取締役としての職責を果たしております。今後の当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
2	み し る け ん ぞう 三 代 健 造 (1965年10月2日生) (男性)	1991年 4 月 当社入社 2010年 4 月 当社飼料事業部研究開発部長 2011年 2 月 当社飼料事業部水産営業部長兼研究 開発部長 2018年 4 月 当社飼料事業部副事業部長 2018年 6 月 当社取締役飼料事業部副事業部長 2019年 6 月 当社取締役飼料事業部長 2021年 4 月 当社常務取締役飼料事業部長 2022年 4 月 当社専務取締役経営企画室担当兼総 務部担当兼人事部担当 2023年 3 月 当社専務取締役経営管理本部長 2024年 6 月 当社専務取締役事業統括本部長兼飼 料事業部長 2025年 4 月 当社専務取締役事業統括本部長兼食 品事業部長兼飼料事業部長 現在に至る	30,885株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は現在、事業統括本部長兼食品事業部長兼飼料事業部長を務め、取締役としての職責を果たしております。今後の当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。	
3	と く ら し ん いち 戸 倉 信 一 (1967年11月29日生) (男性)	1991年 4 月 当社入社 2013年 6 月 当社食品事業部業務部長 2020年10月 (株)ベツケイ代表取締役社長 2023年11月 当社経営管理本部経理部長 2024年 6 月 当社取締役経営管理本部長兼経理部 長 2024年10月 当社取締役経営管理本部長 現在に至る	4,719株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は現在、経営管理本部長を務め、取締役としての職責を果たしております。今後の当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者 番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
4	※ なか し ま か ず た か 中 嶋 一 貴 (1961年2月28日生) (男性)	1984年4月 (株)山口銀行入行 2002年6月 同行船木支店長 2005年4月 同行平和通支店長 2007年4月 同行個人営業部室長 2008年4月 同行営業推進部副部長 2009年6月 同行長崎支店長 2011年4月 同行事務管理部部長 2013年6月 (株)北九州銀行八幡支店長 2015年6月 同行取締役 2019年6月 同行取締役執行役員 2021年6月 同行取締役常務執行役員 2022年4月 同行取締役 2022年6月 当社常任監査役 2023年6月 当社取締役 (監査等委員) 現在に至る	1,322株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、(株)山口銀行における財務および会計に関する長年の実務経験に加え、(株)北九州銀行においては取締役として経営の経験も有しております。また、当社では監査等委員である取締役として監査や会計等に関する知識を培っております。これらの経験と見識に基づき、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に十分な役割を果たすことが期待されることから、取締役候補者いたしました。			
5	あ べ か つ ひ こ 安 部 克 彦 (1974年3月30日生) (男性)	2000年4月 (株)ベニレイ入社 2013年9月 (株)ローソン入社 2018年1月 トライデント・シーフード・アジア ・インク日本支社入社 2018年4月 同社Director (部長) 2020年2月 ウォーターベアーズ(株)代表取締役社 長 現在に至る 2022年6月 当社取締役食品事業部長補佐 2023年6月 当社取締役 2024年6月 当社取締役事業統括本部食品事業部 副事業部長 現在に至る (重要な兼職の状況) ウォーターベアーズ(株)代表取締役社長	659株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、水産商社や外資系水産会社での豊富な経験から、食品業界における幅広い知識を有しており、今後も当社グループの持続的な成長と企業価値向上に十分な役割を果たすことが期待されることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
6	すず 鈴 田 修 士 (1968年1月12日生) (男性)	1990年4月 オリックス(株)入社 2014年1月 (株)FPG入社 2015年4月 NECキャピタルソリューション(株)入社 2018年2月 (株)ジャパンインベストメントアドバイザー入社 2019年7月 同社執行役員 2020年11月 ミカタ税理士法人入社 2022年1月 同社執行役員 2023年3月 とこしえラボ代表 現在に至る 2023年6月 当社取締役 2024年6月 当社取締役経営管理本部副本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) とこしえラボ代表	800株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、リース会社やコンサルティング会社での豊富な経験から、経営管理における幅広い知識を有しており、今後も当社グループの持続的な成長と企業価値向上に十分な役割を果たすことが期待されることから、引き続き取締役候補者いたしました。			
7	た な か し な こ 子 (1975年7月28日生) (社外・独立) (女性)	1994年4月 (株)日立製作所入社。日立ベルフィーユバレーボールチーム所属 2001年 バレーボール日本代表(～2002年) 2006年10月 ビーチバレーボールドーハ・アジア大会出場 2019年3月 スノーバレーボールワールドツアー出場 2019年4月 (公財)日本バレーボール協会 現在に至る 2021年1月 (一社)スノーバレーボールジャパン代表理事 現在に至る 2024年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) (公財)日本バレーボール協会	366株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 同氏は、長年トップアスリートとして活躍したのち指導者の経験も積んでおり、健康な身体作りのための食について豊富な知識を有しております。同氏は、過去に会社経営の経験はありませんが、これらの経験と見識に基づき、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に十分な役割を果たすことが期待されることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。 (在任期間は本総会終結の時をもって1年となります)			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約の概要
当社は、田中姿子氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。田中姿子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 役員賠償責任保険契約
当社は、取締役ならびに退任後の役員およびその相続人を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、各候補者が取締役就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償することとされていますが、一定の免責事由があります。保険料は会社が全額負担し、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責金額までの損害については補償の対象としないこととされています。なお、各候補者の任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
4. 田中姿子氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 各候補者の所有する当社株式の数には、林兼産業役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
6. ※は新任の候補者であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（4名）は任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

候補者 番 号	ふり 氏 がな 名	現在の当社における地位、担当		
1	いわ むら しゅう じ 岩 村 修 二	取締役 監査等委員	再 任	社 外 独 立
2	やま お てつ ゆき 山 尾 哲 之	取締役 監査等委員	再 任	社 外 独 立
3	み た むら ち ひろ 三田村 知 尋	取締役 監査等委員	再 任	社 外
4	い せ ざき とし ひろ 伊勢崎 俊 博	—	新 任	社 外

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いわむらしゅうじ 岩村修二 (1949年9月16日生) (社外・独立) (男性)	1976年 4 月 検事任官（福岡地方検察庁） 2000年 4 月 東京地方検察庁特別公判部長 2002年10月 東京地方検察庁特別捜査部長 2003年12月 松山地方検察庁検事正 2005年 1 月 最高検察庁検事 2006年 6 月 東京地方検察庁次席検事 2007年10月 最高検察庁刑事部長 2008年 7 月 東京地方検察庁検事正 2010年 6 月 仙台高等検察庁検事長 2011年 8 月 名古屋高等検察庁検事長 2012年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 現在に至る 2018年 6 月 当社取締役 2023年 6 月 当社取締役（監査等委員） 現在に至る （重要な兼職の状況） T & K 法律事務所弁護士 キヤノン電子㈱社外監査役 トーヨーカネツ㈱社外取締役（監査等委員）	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 同氏は、東京地方検察庁特別捜査部長や高等検察庁検事長などを歴任し、法曹界において豊富な経験を有しております。同氏は、過去に会社経営の経験はありませんが、その専門的見地と高い見識から当社グループの経営に適切な助言と提言をいただいております。今後も十分な役割を果たすことが期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 （社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって7年、監査等委員である取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年となります）			

候補者 番号	ふり 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
2	やま お てつ ゆき 山 尾 哲 之 (1954年6月9日生) (社外・独立) (男性)	1979年4月 寺岡ハカリ(株)(現(株)テラオカ) 入社 2005年1月 同社事業統括部長 2011年3月 同社取締役流通システム部担当 2013年3月 同社常務取締役営業本部長 2015年1月 同社代表取締役社長 2020年1月 同社顧問 2021年6月 当社取締役 2023年6月 当社取締役 (監査等委員) 現在に至る	2,684株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 同氏は、(株)テラオカにおいて主に販売部門で活躍した経験と、経営者としての豊富な知識を有しております。こうした知識と経験から当社グループの事業に関して適切かつ有益な助言をいただくことが期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。 (社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって4年、監査等委員である取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年となります)			
3	み た むら ち ひろ 三 田 村 知 尋 (1953年3月11日生) (社外) (男性)	1971年4月 大洋漁業(株)(現マルハニチロ(株))入社 2003年4月 マルハ(株)(現マルハニチロ(株))経理部長 2014年4月 マルハニチロ(株)取締役 2014年6月 (株)マルハニチロアセット代表取締役社長 2015年4月 マルハニチロ(株)常務取締役 2016年6月 同社取締役常務執行役員 2017年4月 同社顧問 2020年6月 当社監査役 2023年6月 当社取締役 (監査等委員) 現在に至る	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 同氏は、マルハニチロ(株)において財務・経理を始めとする管理部門の経験が豊富であり、また、同社のグループ会社で代表取締役社長の経験も有しております。その豊富な知識と経験を当社の監査体制に反映していただくことが期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。 (社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって5年、監査等委員である取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年となります)			

候補者番号	ふり 氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	※ いせざきとしひろ 伊勢崎俊博 (1963年9月2日生) (常勤・社外) (男性)	1987年4月 (株)山口銀行入行 2011年10月 (株)北九州銀行業務部長 2014年3月 同行事務管理部長 2014年6月 同行事務・システム部長 2015年6月 (株)山口フィナンシャルグループＩＴ企画部長 2016年1月 同社経営管理部人材開発室長 2016年10月 (株)山口銀行業務サポート部長 2017年11月 (株)山口フィナンシャルグループ業務統括部長 2018年6月 同社執行役員ＩＴ・業務統括本部長 2019年6月 ワイエム証券(株)取締役 2020年6月 同社代表取締役社長 現在に至る	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 同氏は、(株)山口フィナンシャルグループにおける管理部門およびＩＴ関連業務に関する長年の業務経験に加え、ワイエム証券(株)においては代表取締役として経営の経験も有しております。その豊富な経験や幅広い知識を当社の監査体制に反映していただくことが期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

5. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- 候補者の独立性について
三田村知尋氏は、過去10年間に於いて、当社の特定関係事業者（主要な取引先）であるマルハニチロ(株)の業務執行者となったことがあります。
- 伊勢崎俊博氏は、過去10年間に於いて、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である(株)山口銀行の親会社である(株)山口フィナンシャルグループの業務執行者となったことがあります。また、同氏は現在ワイエム証券(株)の代表取締役社長在任中ではありますが、2025年6月24日をもって退任予定であります。
6. 各候補者の所有する当社株式の数には、林兼産業役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
7. ※は新任の候補者であります。

【ご参考】第2号議案（取締役選任議案）、第3号議案（監査等委員選任議案）承認可決後の取締役のスキルマトリックス

				全般	食品・飼料業界での専門性			属性・経験など			
	役職	社外役員	独立役員	企業経営	マーケティング・営業	製造・開発	グローバル経験	財務・ファイナンス	法務	人事・労務	ESG・サステナビリティ
中部 哲二	代表取締役社長			●	●						●
三代 健造	専務取締役			●		●	●				
戸倉 信一	取締役			●				●		●	
中嶋 一貴	取締役			●				●			●
安部 克彦	取締役			●	●	●					
鈴田 修士	取締役			●	●			●			
田中 姿子	取締役	○	◎				●				●
岩村 修二	取締役 (監査等委員)	○	◎						●	●	●
山尾 哲之	取締役 (監査等委員)	○	◎	●	●	●					
三田村 知尋	取締役 (監査等委員)	○		●				●			●
伊勢崎 俊博	取締役 (監査等委員)	○		●				●			●

※上記一覧表においては、各役員が有する代表的なスキルを上位3つまでに限定して記載しております。

以 上

事 業 報 告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、一部に足踏みが残るものの、景気は緩やかに持ち直しました。しかしながら、食品業界におきましては、円安による原材料価格やエネルギーコストの高騰など、依然として先行き不透明な厳しい経営環境が続きました。

このような状況のなか、当社グループではHayashikaneだからできる『生きる力』のジャンルトップを目指し「中期経営計画Challenge2026」（2025年3月期～2026年3月期）を策定いたしました。これまでの中期経営計画の成果を基に「新たな構造改革」と称して、資本コストを意識した経営実現、収益構造の見直し、生産体制および設備の最適化、安定配当の継続、将来に向けての投資等を実行してまいりました。

当連結会計年度の売上高は、原材料価格やエネルギーコストの高騰に対応するために行った価格改定や、養魚用飼料の販売数量増加などにより492億67百万円（前期比4.0%増加）となりました。損益面におきましては、養魚用飼料の販売数量が増加したことなどにより、営業利益は10億76百万円（前期比54.1%増加）、経常利益は13億63百万円（前期比49.3%増加）、また、政策保有株式の縮減に伴う投資有価証券売却益もあり、親会社株主に帰属する当期純利益は10億55百万円（前期比40.9%増加）となりました。

当連結会計年度の各事業別の状況は、次のとおりです。

食品事業

機能性素材におきましては、エラスチンの国内向け販売数量が増加したことなどにより、増収となりました。

加工食品におきましては、魚肉ねり製品の国内向け販売数量は増加したものの海外向け販売数量の減少などもあり、減収となりました。

肉類におきましては、収益性を重視した取引に努め、販売数量が減少したことなどにより、減収となりました。

これらにより、売上高は223億99百万円（前期比0.7%減少）となりました。損益面におきましては、「霧島黒豚」の農場肥育成績悪化とそれに伴う食肉販売数量の減少等により、セグメント利益（営業利益）は4億63百万円（前期比42.3%減少）となりました。

飼料事業

配合飼料におきましては、養魚用飼料の販売数量が増加したことなどにより、増収となりました。

水産物におきましては、相場が低調に推移したことにより、減収となりました。

これらにより、売上高は268億30百万円（前期比8.3%増加）となりました。損益面におきましては、養魚用飼料の販売数量増加および生産効率改善等により、セグメント利益（営業利益）は16億61百万円（前期比77.1%増加）となりました。

事業別売上高

事業別	金額（百万円）	構成比（%）	前期比増減（%）
食品事業	22,399	45.5	△0.7
飼料事業	26,830	54.4	8.3
その他	38	0.1	△8.9
計	49,267	100.0	4.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は9億50百万円であり、その主なものは、当社下関食品工場・下関飼料工場・長府工場の製造設備更新に係るものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、グループとして重要な資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く原料事情は、国際情勢の不安定化に起因する原材料価格およびエネルギーコストの上昇、為替相場の変動により引き続き不透明かつ厳しい状況が続いております。特に、魚肉ねり製品の主原料であるすり身、食肉加工品における豚肉、配合飼料における魚粉・穀物などの市況変動は、当社グループの収益に大きな影響を及ぼす要因となります。

このような状況のなか、当社グループは中期経営計画『Challenge2026』を策定し、持続的成長と企業価値向上に向けた経営基盤の強化に取り組んでおります。また、中期経営計画『Challenge2026』の中で、新たにパーパスおよびコーポレートスローガンを定めしました。パーパスでは「生きる力」を育む食品を通じて、誰もが幸せに生きられる未来の実現を掲げ、コーポレートスローガンを「おいしさを、生きるちからに。」と定め、当社の目指すべき長期的な方向性を明確に示しました。

中期経営計画の初年度にあたる当連結会計年度は、飼料の海外輸出拡大や、原材料およびエネルギーコストの上昇に対応した価格改定の実施により、売上高および利益面で計画を上回る実績を残すことができました。

今後も資本コストを意識した経営と、収益構造の見直しや生産体制・設備の最適化、安定的な株主還元、成長投資を通じて構造改革を着実に進めてまいります。

あわせて、DXの推進やESGの視点を経営に取り入れ、SDGsの実践、カーボンニュートラル推進、人的資本施策、動物飼養管理など、サステナビリティ経営を進めてまいります。

当社グループは、各事業において原材料市況等の外部環境の変化に柔軟かつ的確に対応しつつ、将来にわたる持続的な成長の実現に向けて、強固な事業基盤の確立を目指し、以下のテーマに取り組んでまいります。

食品事業

機能食品においては、機能性素材である「エラスチン」「ヒシエキス」「アスコフィラン」について、エビデンスの拡充と機能性表示食品の提案を通じた国内販売の強化を図るとともに、海外市場に向けては各国の認証取得による販売基盤の強化に取り組んでまいります。また、介護食は、委託給食会社や配食会社等の法人向け販路の拡大を推進してまいります。

加工食品においては、生産性の向上を目指して製品アイテムの集約を進める一方、主力製品である魚肉ねり製品については、既存取引先との関係強化とともに新たな販路の開拓に取り組み、販売力の向上を図ってまいります。さらに食肉加工品では、マーケティング機能の強化を通じてブランド価値の向上を目指すとともに、自社グループで養殖・加工を行っている鰻やブリなどの水産加工品においても、販路拡大に取り組んでまいります。

食肉においては、黒豚農場が国際的な食品安全・品質管理規格であるSQF認証を取得しており、「霧島黒豚」ブランドの構築と販売力強化を推進することで、ブランド価値の向上と収益基盤の強化を目指してまいります。

飼料事業

養魚用飼料においては、販売数量が引き続き増加傾向にあり、今後も更なる成長が見込まれます。当社グループでは、引き続き海外市場への輸出拡大を図るとともに、大手養殖業者との関係強化に注力してまいります。加えて、魚粉価格の高騰や供給リスクに対応するための魚粉代替飼料の開発、品質面での差別化を図った高付加価値飼料の開発、さらには難治性魚病への対応力強化を目的とした治療手法の確立にも、積極的に取り組んでまいります。

水産物においては、昨年11月に養鰻事業の拡大を目的として、他の養鰻業者から事業を譲り受けました。これにより、シラス（稚魚）の確保枠が拡大することで生産量の増加が期待されます。今後も安全でおいしい鰻の安定的な供給に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社の子会社である有限会社桜林養鰻は、養鰻事業の拡大を目的として、2024年11月20日付で、株式会社原田養鰻場（宮崎市）の事業を譲受けました。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 83 期 (2021年度)	第 84 期 (2022年度)	第 85 期 (2023年度)	第 86 期 (当連結会計年度) (2024年度)
売 上 高(百万円)	40,389	42,544	47,376	49,267
経 常 利 益(百万円)	916	473	913	1,363
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	707	333	749	1,055
1株当たり当期純利益(円)	80.57	37.82	85.90	123.42
総 資 産(百万円)	26,492	26,755	29,043	27,632
純 資 産(百万円)	9,768	9,932	11,093	11,791
1株当たり純資産(円)	1,110.97	1,125.80	1,285.21	1,395.72

(7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はございません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
キリシマドリームファーム株式会社	100 ^{百万円}	100%	黒豚の育成・販売
林 兼 フ ー ズ 株 式 会 社	10	100	食料品の製造・販売
都城ウエルネスミート株式会社	10	100	と畜業
有 限 会 社 平 安 海 産	10	100	水産物の処理・加工
有 限 会 社 桜 林 養 鰻	3	100	水産物の育成・販売
太 幸 物 産 株 式 会 社	10	100	飼料の製造・販売

(注) 連結子会社は上記の重要な子会社6社、持分法適用関連会社は2社であります。

(8) 主要な事業内容

事業セグメント	主要な事業内容
食 品 事 業	機能性素材、魚肉ねり製品、食肉加工品および肉類などの製造・販売
飼 料 事 業	飼料の製造・販売および水産物の販売

(9) 主要な営業所および工場

- ① 当社本社 山口県下関市
- ② 生産拠点 当社下関食品工場・下関飼料工場・長府工場（山口県下関市）
 当社都城工場（宮崎県都城市）
 キリシマドリームファーム(株)・都城ウエルネスミート(株)（宮崎県都城市）
 林兼フーズ(株)（山口県下関市）
 (有)平安海産（熊本県天草市）
 (有)桜林養鰻（鹿児島県志布志市、宮崎県宮崎市）
 太幸物産(株)（鹿児島県肝属郡東串良町）
- ③ 営業拠点 東京、大阪

(10) 従業員の状況

従 業 員 数		前期末比増減数
食 品 事 業	271 名	5 名減
飼 料 事 業	118 名	2 名減
全 社 (共 通)	60 名	10 名増
合 計	449 名	3 名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇員（期中平均雇用人員278名）およびグループ外への出向者（8名）は含んでおりません。
2. 全社（共通）と記載している従業員数は、セグメント別に区分できない部門に所属しております。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株 式 会 社 山 口 銀 行	1,910
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	1,323
株 式 会 社 十 八 親 和 銀 行	1,114
株 式 会 社 広 島 銀 行	1,030
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	449

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 8,910,000株 |
| (3) 当事業年度末株主数 | 5,957名(前期末比271名増) |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
公 益 財 団 法 人 中 部 財 団	786	9.30
マ ル ハ ニ チ 口 株 式 会 社	565	6.69
株 式 会 社 恵 比 須 商 会	426	5.04
株 式 会 社 松 岡	360	4.26
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	255	3.01
中 部 哲 二	254	3.01
株 式 会 社 十 八 親 和 銀 行	253	2.99
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	198	2.35
株 式 会 社 山 口 銀 行	157	1.86
株 式 会 社 西 京 銀 行	148	1.75

(注) 当社は、自己株式461,596株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対して交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役、非常勤取締役を除く）	21,100株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、後記「3. 会社役員に関する事項 (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	中 部 哲 二		(株)恵比須商会取締役会長
専務取締役	三 代 健 造	事業統括本部長兼飼料事業部長	
取 締 役	平 野 齊	事業統括本部食品事業部長兼機能食品部長	
取 締 役	戸 倉 信 一	経営管理本部長	
取 締 役	安 部 克 彦	事業統括本部食品事業部副事業部長	ウォーターベアーズ(株)代表取締役社長
取 締 役	鈴 田 修 士	経営管理本部副本部長	とこしえラボ代表
取 締 役	田 中 姿 子		(公財)日本バレーボール協会
取 締 役 監 査 等 委 員	岩 村 修 二		T & K 法律事務所弁護士 キヤノン電子(株)社外監査役 トーヨーカネツ(株)社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 監 査 等 委 員	山 尾 哲 之		
取 締 役 監 査 等 委 員	三田村 知 尋		
取 締 役 監 査 等 委 員	中 嶋 一 貴	(常勤)	

- (注) 1. 取締役田中姿子、監査等委員である取締役岩村修二、山尾哲之、三田村知尋および中嶋一貴の各氏は、社外取締役であります。
2. 社内の重要会議の出席や、内部統制部門との実効的な連携を通じて、監査体制を充実させるため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員である取締役三田村知尋氏は、長年にわたる財務・経理業務の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員である取締役中嶋一貴氏は、金融機関における長年の実務の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役田中姿子、監査等委員である取締役岩村修二および山尾哲之の各氏は、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、届け出ております。
6. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。
- (1)2024年6月25日開催の第85期定時株主総会において、戸倉信一および田中姿子の両氏は、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- 取締役 戸倉 信一 経営管理本部長兼経理部長
- (2)2024年6月25日開催の第85期定時株主総会終結の時をもって、高田啓吾およびPeter John Taylorの両氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
- (3)取締役の担当の異動
- | | | | |
|------------|--------|-------|---------------------|
| 2024年4月1日 | 取締 役 | 平野 斉 | 食品事業部長兼機能食品部長 |
| 2024年6月25日 | 専務取締 役 | 三代 健造 | 事業統括本部長兼飼料事業部長 |
| 2024年6月25日 | 取締 役 | 平野 斉 | 事業統括本部食品事業部長兼機能食品部長 |
| 2024年6月25日 | 取締 役 | 安部 克彦 | 事業統括本部食品事業部副事業部長 |
| 2024年6月25日 | 取締 役 | 鈴田 修士 | 経営管理本部副本部長 |
| 2024年10月1日 | 取締 役 | 戸倉 信一 | 経営管理本部長 |
- (4)平野斉氏は、2025年3月31日付で取締役を辞任いたしました。
7. 当事業年度末日後に生じた役員の異動は、次のとおりであります。
- 2025年4月1日 専務取締 役 三代 健造 事業統括本部長兼食品事業部長兼飼料事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

(3) 役員賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役ならびに退任後の役員およびその相続人を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償することとされていますが、一定の免責事由があります。保険料は会社が全額負担し、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責金額までの損害については補償の対象としないこととされています。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

①取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の役員報酬制度は、会社業績や株主価値との連動性を高めることで、経営の透明性向上、企業競争力強化による業績向上につなげることを目的としております。

取締役の報酬は、月額報酬と賞与および中長期的なインセンティブとして付与する譲渡制限付株式報酬で構成しております。このうち月額報酬は、固定報酬である取締役報酬および代表報酬と、業績連動報酬である執行責任報酬の合計額としており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬算出規則に基づき算出されます。

取締役報酬は取締役としての役割に対する報酬として役位に応じて定めた金額を、また、代表報酬は代表取締役としての役割に対する報酬として、それぞれ定額を支給するものです。

執行責任報酬は、社外取締役または非常勤取締役以外の取締役に対し、その業務執行に対する報酬として支給するものであり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬算出規則の算出式に基づき、役位ごとに定める基準額に前事業年度の業績評価に応じた支給率を乗じて決定しております。業績評価の項目は、連結業績を基準とした共通業績と、各取締役の担当部門業績を基準とした個別業績で構成しておりますが、その指標と実績については、連結および個別の経常利益とし、それぞれの前事業年度の実績および当事業年度の予想数値に対する増減により評価点を算出しております。当該指標を採用した理由は、経常利益は財務活動を含めた企業の事業全体で経常的に得た利益を表すことから、取締役の会社業績への貢献度を報酬に反映させるための指標として適切であると判断したためです。なお、上記の指標に係る事業年度の経常利益の実績は連結913百万円、個別769百万円となっております。

月額報酬の決定にあたっては、独立役員である社外取締役を委員長とするガバナンス委員会の答申に基づき、取締役会において決定することとしております。

賞与は、会社業績等に応じて株主総会の決議により決定することとしており、各取締役への配分額についてはガバナンス委員会の答申に基づき、取締役会において決定することとしております。

譲渡制限付株式報酬は、社外取締役または非常勤取締役を除く取締役に対する中長期的なインセンティブの付与として、譲渡制限付株式報酬規程により算出された取締役個人別の割当株式数を対象の取締役に交付するものです。当該報酬の決定にあたっては、ガバナンス委員会の答申に基づき、取締役会において決定することとしております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬は、2023年6月26日開催の第84期定時株主総会の決議により決定した年額1億4,400万円の範囲内としており、当該決議時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名です。

譲渡制限付株式報酬は、上記の月額報酬枠とは別枠で、2023年6月26日開催の第84期定時株主総会の決議により決定した年額3,000万円以内かつ80,000株以内で譲渡制限付株式を付与することとしており、当該決議時の取締役（監査等委員である取締役、非常勤取締役を除く。）の員数は4名です。

監査等委員である取締役の月額報酬は、2023年6月26日開催の第84期定時株主総会の決議により決定した年額2,400万円の範囲内で監査等委員会の協議により決定することとしており、当該決議時の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、経営の透明性確保のために設置されたガバナンス委員会が、上記取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬算出規則および譲渡制限付株式報酬規程に基づき算出された取締役の個人別の報酬等の内容について分析・評価を行い、取締役会に報酬案を答申し、その内容に基づき取締役会が決定することとしております。当該事業年度に係る取締役の報酬等はこの手続きに従い決定されたことから、当該報酬等は決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	支給人数 (人)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取締役（監査等委員を除く）	9	118	91	16	11
取締役（監査等委員）	4	21	21	—	—
合 計 （うち社外役員）	13 (5)	140 (24)	113 (24)	16 (一)	11 (一)

(注) 1. 上記には、2024年6月25日開催の第85期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、2025年3月31日付で辞任した取締役1名を含んでおります。

2. 非金銭報酬等である株式報酬は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とした譲渡制限付株式報酬です。本制度では、①譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない、②譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日まで当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を無償で取得する、③譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する、等の条件が付されております。なお、当該株式の交付状況は「2. 会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対して交付した株式の状況」に記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役田中姿子氏の兼職先である公益財団法人日本バレーボール協会と当社の間には、重要な関係はございません。

社外取締役岩村修二氏の兼職先であるT & K法律事務所、キャノン電子株式会社、トーヨーカネツ株式会社と当社の間には、重要な関係はございません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	田 中 姿 子	取締役就任後開催の取締役会10回全てに出席し、長年トップアスリートとして活躍した経験を活かし、健康な身体作りのための食について、豊富な知識に基づき商品開発や営業活動に関する提言を行うなど、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	岩 村 修 二	当事業年度開催の取締役会15回のうち12回、監査等委員会15回のうち12回に出席し、弁護士としての専門的見地から、主に当社の中長期的なコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行うなど、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	山 尾 哲 之	当事業年度開催の取締役会15回全て、監査等委員会15回全てに出席し、販売部門で活躍した経験と経営者としての豊富な知識から、議案・審議等に必要な発言を適宜行うなど、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	三田村 知 尋	当事業年度開催の取締役会15回全て、監査等委員会15回全てに出席し、財務・経理を始めとする管理部門の豊富な知識と経験に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行うなど、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	中 嶋 一 貴	当事業年度開催の取締役会15回全て、監査等委員会15回全てに出席し、長年の金融機関勤務により培われた経験に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行うとともに、内部統制の整備・運用状況の改善・向上のための提言を積極的に行うなど、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清稜監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 23百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 23百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、当事業年度監査計画における報酬単価、配員計画、業務内容、監査日数の見込み等の妥当性について検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の都合による場合の他、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査等委員会の決議に基づき、解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はございません。

(5) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

(6) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

該当事項はございません。

(7) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はございません。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、食品メーカーとして、安全・安心な製品の提供を最重要課題と認識し、以下の体制によりコンプライアンス経営を組織的かつ効率的に推進します。

- ① 企業倫理に関する行動憲章・行動指針に基づき、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の実践を企業活動の前提とすることを徹底します。また、社外取締役により取締役会の監視機能の充実を図ります。
- ② 社内規程を整備するとともに、業務に関係する法令を遵守し、業務の適法性、適正性を確保するための体制を構築し、内部統制室において内部統制システムの整備・運用状況の評価を行い、毎月開催される内部統制委員会で結果を報告、審議し、一層の改善を図ります。
- ③ 内部統制室による継続的な職場研修など、従業員の遵法意識の啓発に努めます。
- ④ 業務上重要な法令に関する理解を深めるため、特定法令専任者制度に従い、法令ファイルの整備を義務付けて社内へ公開し、従業員への周知徹底を図ります。
- ⑤ 法令や社内規程に違反する行為を早期発見し、是正するために内部通報制度として、「企業倫理相談窓口」を活用します。また、企業倫理規程に基づき、倫理委員等により企業倫理に関する社内情報の収集に努めるとともに、法令違反等の情報を得た場合には、定められた手順に従って連絡と事実調査を行い、必要に応じリスク管理委員会を開催して対処します。
- ⑥ 内部統制室が内部監査規程に基づき、業務が法令や社内規程に適合することを随時監査します。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切に保存・管理します。取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

以下のとおり、リスク管理体制の強化を図ります。

- ① 当社の製品およびサービスに対するクレーム、天災、火災、その他事故、外部環境の急変、不祥事等が発生した非常時に適切かつ合理的に対処するため、リスク管理規程、リスク管理委員会規程、危機管理規程や品質管理規程等の社内規程に基づき危機管理・対処の体制を整備します。また、必要に応じて代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して対処します。
- ② 品質管理委員会を設置して品質管理の効率的運用と意識の高揚を図るとともに、クレームが発生した際には適切に対応できるよう、報告体制と行動基準を整備します。
- ③ 信用リスクに対しては、与信限度管理に関する規則に定める基準に従って与信管理を行

うとともに、必要あるときに随時債権管理委員会を開催して債権全般の管理状況をチェックします。

(4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）が職務を執行するにあたり、以下の経営管理体制により効率性を確保します。

- ① 中期経営計画および年度計画に基づき、事業部別に予算を策定し、予算・実績管理を実施して、毎月の業績報告会において報告・審議します。
- ② 取締役会規程および稟議規程により取締役会に付議すべき事項を定め、事前に議題に関する十分な資料を配布することにより、効率的に業務を執行します。
- ③ 業務分掌規程および職務権限規程に基づき、適正に権限を委譲し、経営方針に従って効率的に業務を遂行します。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

以下のとおり、当社グループ各社における業務の適正を確保します。

- ① 定期的に行われる関係会社業績報告会およびグループ経営会議において子会社からの業務報告を受けるものとします。
- ② 子会社における損失の危険を把握した場合、その内容と程度、当社グループへの影響等について当社の取締役会および担当部署に報告します。
- ③ 子会社を指導および育成するための管理手続きを定めた関係会社管理規程により、子会社を管理します。また、子会社において経営上重要な事項を決定する場合には、各子会社の稟議規程に基づき、当社が事前協議を行うことで、効率的な業務執行を確保します。
- ④ 当社の内部統制室により、当社および子会社の業務が法令や社内規程に適合することを監査します。また、当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役を対象とした倫理研修を定期的実施します。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会より職務を補助する使用人を置くことを求められた場合は、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととします。
- ② 監査等委員である取締役の職務執行を補助する使用人の職務については取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとし、その任命、異動、懲戒、人事考課については、監査等委員会の同意を必要とすることとします。

(7) 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等が当社監査等委員会または当社監査等委員である取締役に報告するための体制その他の当社監査等委員会または当社監査等委員である取締役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等が当社監

査等委員会または当社監査等委員である取締役に報告すべき事項を下記のとおり定め、遅滞なく報告するものとし、報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会との協議により決定します。また、報告者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。

- ① 当社および当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実
- ② 当社および当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項
- ③ 内部統制室が実施した内部監査の結果
- ④ 企業倫理相談窓口への通報の状況
- ⑤ その他コンプライアンスに関する重要事項
- ⑥ その他取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会との協議で定めた事項

(8) その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会と代表取締役とは定期的に意見交換会を設定します。
- ② 監査等委員である取締役と内部統制室長は常に情報の共有を図り、緊密な連携をとることとします。
- ③ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用は会社が支払うものとします。また、監査等委員会は、必要に応じて、会社の費用で弁護士、公認会計士等に相談することができることとします。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

- ① 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。
- ② 反社会的勢力からの接触には、経営管理本部総務部総務課を統括部署として組織的に対応し、不当な要求には断固として応じません。
- ③ 反社会的勢力への対応にあたっては、警察や外部専門機関と積極的に連携して対処します。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記（１）～（９）に記載のとおり、業務の適正を確保するための体制が有効に機能するための体制整備とその適切な運用に努めております。その運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 企業倫理に関する行動憲章・行動指針については、社内各所への掲示、社内集会での唱和を通じ、従業員が従うべき行動準則として広く浸透し遵守されております。
- ② 常勤取締役を委員とする内部統制委員会を毎月開催し、当社グループの内部統制システムの整備・運用を継続的に推し進め、統治機能の強化に努めております。
- ③ 「企業倫理相談窓口」に内部通報があった場合には、内部統制室から関連部門への調査、是正策の立案・実施の指示がなされております。また、顕在化した問題には常勤取締役が委員を務めるリスク管理委員会が迅速かつ適切に対処しております。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われるために必要とされる情報や資料については、関連する部門より適宜取締役に提供されております。
- ⑤ 子会社の内部統制システムの整備・運用状況の評価については、各子会社の代表者が書

面にて内部統制室に報告し、内部統制委員会で審議しております。また、各子会社には毎月の事業報告においてリスク報告を義務付けるとともに、内部通報者保護規程を設けて内部通報者が不利益な取扱いを受けないための体制を整備しております。

- ⑥ 内部統制室における内部監査・内部統制監査の結果および業務執行上の問題点などについて、適宜取締役へ報告がなされております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	15,325	流 動 負 債	10,665
現 金 及 び 預 金	3,156	買 掛 金	2,527
受 取 手 形	76	短 期 借 入 金	4,906
売 掛 金	4,500	未 払 金	1,653
商 品 及 び 製 品	1,983	リ ー ス 債 務	375
仕 掛 品	2,234	未 払 法 人 税 等	490
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,163	契 約 負 債	309
そ の 他	1,211	賞 与 引 当 金	170
貸 倒 引 当 金	△0	そ の 他	231
固 定 資 産	12,307	固 定 負 債	5,175
有 形 固 定 資 産	6,877	長 期 借 入 金	1,820
建 物 及 び 構 築 物	2,621	リ ー ス 債 務	1,309
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	829	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,878
土 地	1,798	そ の 他	167
リ ー ス 資 産	1,443	負 債 合 計	15,841
そ の 他	184	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	453	株 主 資 本	10,424
投資その他の資産	4,976	資 本 金	3,415
投 資 有 価 証 券	4,286	資 本 剰 余 金	2
破 産 更 生 債 権 等	1,154	利 益 剰 余 金	7,252
繰 延 税 金 資 産	334	自 己 株 式	△246
そ の 他	117	その他の包括利益累計額	1,367
貸 倒 引 当 金	△916	その他有価証券評価差額金	1,366
資 産 合 計	27,632	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	2
		純 資 産 合 計	11,791
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	27,632

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		49,267
売上原価		43,605
売上総利益		5,662
販売費及び一般管理費		4,586
営業利益		1,076
営業外収益		
受取配当金	125	
持分法による投資利益	57	
その他の	231	414
営業外費用		
支払利息	98	
その他の	28	126
経常利益		1,363
特別利益		
投資有価証券売却益	432	
その他の	5	437
特別損失		
固定資産除却損失	3	
減損損失	136	139
税金等調整前当期純利益		1,662
法人税、住民税及び事業税	625	
法人税等調整額	△19	606
当期純利益		1,055
親会社株主に帰属する当期純利益		1,055

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,415	2	6,327	△159	9,585
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△129		△129
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,055		1,055
自己株式の取得				△97	△97
自己株式の処分		△1		11	10
自己株式処分差損の振替		1	△1		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	925	△86	839
当 期 末 残 高	3,415	2	7,252	△246	10,424

	その他の包括利益累計額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,499	△0	9	1,508	11,093
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△129
親会社株主に帰属 する当期純利益					1,055
自己株式の取得					△97
自己株式の処分					10
自己株式処分差損の振替					—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△132	△1	△6	△140	△140
当 期 変 動 額 合 計	△132	△1	△6	△140	698
当 期 末 残 高	1,366	△2	2	1,367	11,791

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 6 社

連結子会社の名称

キリシマドリームファーム(株)、林兼フーズ(株)、都城ウエルネスミート(株)、(有)平安海産、
(有)桜林養鰻、太幸物産(株)

(2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法適用関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数 2 社

持分法を適用した関連会社の名称

林兼冷蔵(株)、志布志飼料(株)

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

市場価格のない株式等

デリバティブ

棚卸資産

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

時価法

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

食品事業

機能性素材、加工食品、肉類を販売しております。これらについて、国内取引においては、商品又は製品を顧客に引き渡した時点、又は出荷された時点で収益を認識し、輸出取引においては、船積時点で収益を認識しております。

飼料事業

配合飼料、水産物を販売しております。これらについて、国内取引においては、商品又は製品が出荷された時点で収益を認識し、輸出取引においては、船積時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び

過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

②ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約…外貨建売上債権、外貨建仕入債務、
外貨建予定取引

ヘッジ方針

当社は輸出及び輸入取引における為替リスクをヘッジする目的で行っております。

なお、デリバティブ取引については、実際の輸出及び輸入取引の金額を上限とし、投機目的のための取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって每期均等額償却しております。ただし、当該金額が重要性に乏しい場合は、発生年度の費用として処理しております。

4. 表示方法の変更

前連結会計年度において「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払金」（前連結会計年度1,557百万円）については、重要性が増したため、当連結会計年度より「未払金」として表示しております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「設備賃貸料」（当連結会計年度39百万円）については、金額が僅少となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒懸念債権等特定の債権に対する貸倒引当金

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

科目名	当連結会計年度
貸倒引当金（固定資産）	916

②当連結会計年度に計上した金額の算出方法

当社グループは、貸倒懸念債権等特定の債権に対する貸倒引当金については、相手先の支払能力、担保の処分見込み額等を検討し、回収不能額を見積った上で個別に貸倒引当金を計上しております。

③当連結会計年度に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

回収不能額の見積りに用いた仮定については、過去の実績、相手先の経営環境及び市場動向、担保物の換金可能性及び換金価値、相手先が抱える事業上のリスクなど不確実性の高い様々な要因を考慮しております。

④翌連結会計年度に与える影響

実際の回収額と見積りが乖離した場合には、貸倒引当金の追加計上または貸倒損失の計上が必要となる可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

科目名	当連結会計年度
有形固定資産及び 無形固定資産	7,330
減損損失	136

②当連結会計年度に計上した金額の算出方法

当社グループは、事業用資産については事業セグメントごとに、賃貸用不動産や遊休資産については個々の物件ごとに、連結子会社については事業規模を鑑み会社単位でグルーピングを行い、減損の兆候の有無を判定しております。

当連結会計年度の貸借対照表に計上されている有形固定資産及び無形固定資産には、連結子会社であるキリシマドリームファーム株式会社の有形固定資産及び無形固定資産703百万円が含まれており、連結総資産の2.5%を占めております。

キリシマドリームファーム株式会社では、肥育成績の悪化等により継続して営業損失を計上しているため、将来の事業計画を見直した結果、当初想定していた収益が見込めなくなったことに伴い、事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③当連結会計年度に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りについては、取締役会の承認を受けた事業計画を基礎として算定しております。割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定である農場の肥育成績の改善状況、販売数量、販売価格及び原料飼料価格については、肥育成績の改善施策の効果、市場動向や相場推移を勘案して見積っております。

④翌連結会計年度に与える影響

将来の経営環境の変化等により、割引前将来キャッシュ・フローの見積り額と実績に乖離が生じた場合に、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

科目名	当連結会計年度
繰延税金資産	334

②当連結会計年度に計上した金額の算出方法

当社グループは、繰延税金資産の計上については、入手可能な将来の課税所得の見積りからその回収可能性が見込めないと考えられる場合には、評価性引当額の計上により繰延税金資産の額を減額しております。

③当連結会計年度に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りに用いた仮定については、当社グループの経営環境及び市場動向、事業上のリスクなど不確実性の高い様々な要因に基づく事業計画によっております。

④翌連結会計年度に与える影響

事業計画の見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

	工場財団 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
建物及び構築物	1,805	—	1,805
土地	587	—	587
投資有価証券	—	978	978
計	2,392	978	3,370

担保付債務

	工場財団 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金	485	109	594
長期借入金	1,573	209	1,782
計	2,058	318	2,377

2. 有形固定資産の減価償却累計額 19,553百万円

3. 圧縮記帳により、建物及び構築物59百万円、機械装置及び運搬具97百万円、その他0百万円がその取得価額から控除されております。

4. 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額	11,950百万円
借入実行残高	4,290百万円
差引額	7,660百万円

5. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

小豆屋水産(株)	100百万円
----------	--------

Ⅲ. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 49,229百万円

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数

普通株式 8,910,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月25日開催の第85期定時株主総会において次のとおり決議しております。

配当金の総額	129百万円
配当原資	利益剰余金
1株当たり配当額	15円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月25日開催の第86期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額	211百万円
配当原資	利益剰余金
1株当たり配当額	25円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月26日

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入によっております。デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務に係る将来の為替レートの変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの「与信限度管理に関する規則」に従い、各事業部門における債権管理担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。これらは主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファインانس・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達です。

デリバティブ取引の契約は、当社グループ各社で行い、当社に報告されることとしております。またデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。（（注2）参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	3,207	3,207	—
(2) 破産更生債権等	1,154		
貸倒引当金（＊2）	△916		
	237	237	—
資産計	3,445	3,445	—
(1) 長期借入金（＊3）	2,436	2,408	△27
(2) リース債務（＊4）	1,684	1,653	△31
負債計	4,121	4,062	△59
デリバティブ取引	△2	△2	—

（＊1）「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（＊2）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（＊3）長期借入金には、1年内返済予定長期借入金を含めております。

（＊4）リース債務には、1年内返済予定リース債務を含めております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は520百万円であり、売却益の合計額432百万円です。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株式	3,207	1,283	1,924
小計	3,207	1,283	1,924
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	3,207	1,283	1,924

(2) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項なし

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	213	—	△2
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	84	—	(※1)

(※1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金の時価に含めております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,079

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
受取手形	76	—	—	—	—	—
売掛金	4,500	—	—	—	—	—

なお、破産更生債権等は、上記に含めておりません。

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	616	509	292	215	120	683
リース債務	375	345	286	238	159	280

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,207	—	—	3,207
破産更生債権等	—	237	—	237
資産計	3,207	237	—	3,445
デリバティブ取引				
通貨関連	—	2	—	2
負債計	—	2	—	2

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	2,408	—	2,408
リース債務	—	1,653	—	1,653
負債計	—	4,062	—	4,062

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等の時価は、回収見込額等に基づいて算定した貸倒見積額を連結決算日の貸借対照表価額から控除した金額により算定しているため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅵ. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループは、大阪府及びその他の地域において賃貸不動産（土地を含む。）を、また、山口県において遊休土地を有しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は27百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）です。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりです。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における 時価
期首残高	当期増減額	当期末残高	
1,464	△1,394	70	138

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
2. 当連結会計年度中の主な減少は大阪賃貸用土地の売却（1,393百万円）によるものです。
3. 期末の時価は、主として不動産鑑定士による鑑定評価額等に基づき自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。

Ⅶ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	食品事業	飼料事業	計	その他 (注)	合計
機能性素材	826	—	826	—	826
加工食品	10,439	—	10,439	—	10,439
肉類	11,133	—	11,133	—	11,133
配合飼料	—	24,062	24,062	—	24,062
水産物	—	2,767	2,767	—	2,767
顧客との契約 から生じる収益	22,399	26,830	49,229	—	49,229
その他の収益	—	—	—	38	38
外部顧客への 売上高	22,399	26,830	49,229	38	49,267

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない不動産事業です。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「I.3. 会計方針に関する事項」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権（注1）	6,030	4,577
契約負債（注2、3）	63	309

(注1) 顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表の内、「受取手形」及び「売掛金」です。

(注2) 契約負債は、主に海外の顧客との配合飼料の販売契約に基づく前受金です。

(注3) 当社グループの取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,395円72銭

1株当たり当期純利益 123円42銭

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

X. 企業結合に関する注記

(1) 事業譲受の概要

①相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称 株式会社原田養鰻場

事業の内容 養鰻事業

②事業譲受を行った主な理由

当社連結子会社の有限会社桜林養鰻は、当社グループ内で生産した飼料を使用して養鰻事業を行っており、今回の事業譲受により、養鰻事業の規模拡大とグループ全体のシナジー効果を見込めるものと判断致しました。

③事業譲受日

2024年11月20日

④事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

⑤結合後企業の名称

変更ありません。

⑥取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である有限会社桜林養鰻が現金を対価として事業を譲受したことによるものです。

(2) 事業譲受の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	643百万円
取得原価		643百万円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等 7百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

244百万円

②発生原因

有限会社桜林養鰻の今後の事業展開によって期待される超過収益力です。

③償却方法及び償却期間

10年間の定額法

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

固定資産	643百万円
資産合計	643百万円

(6) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	15,111	流 動 負 債	10,701
現金及び預金	2,524	買掛金	2,741
受取手形	76	短期借入金	4,690
売掛金	4,969	1年内返済予定の長期借入金	405
商品及び製品	1,974	リース債務	315
仕掛品	1,181	未払金	1,496
材料及び貯蔵品	2,096	未払費用	143
前払渡	566	未払法人税等	459
前払費	34	契約負債	309
その他の当金	1,687	預り金	9
貸倒引当金	△0	賞与引当金	118
固 定 資 産	9,929	そ の 他	11
有形固定資産	4,989	固 定 負 債	3,677
建物	1,745	長期借入金	681
構築物	100	リース債務	1,000
機械及び装置	709	退職給付引当金	1,832
車両運搬具	12	そ の 他	162
工具、器具及び備品	85	負 債 合 計	14,378
土地	1,212	純 資 産 の 部	
リース資産	1,122	株 主 資 本	9,342
無形固定資産	213	資 本 金	3,415
商標	0	利 益 剰 余 金	6,174
ソフトウェア	110	利 益 準 備 金	97
電話加入権	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,076
ソフトウェア仮勘定	102	繰越利益剰余金	6,076
投資その他の資産	4,726	自 己 株 式	△246
投資有価証券	3,455	評価・換算差額等	1,318
関係会社株	768	その他有価証券評価差額金	1,320
出資	30	繰延ヘッジ損益	△2
破産更生債権等	1,154	純 資 産 合 計	10,661
長期前払費用	14	負債及び純資産合計	25,040
繰延税金資産	165		
その他の当金	54		
貸倒引当金	△916		
資 産 合 計	25,040		

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	50,048
売上原価	44,861
売上総利益	5,186
販売費及び一般管理費	4,134
営業利益	1,052
営業外収益	
受取配当金	195
設備賃貸料	81
その他の	156
営業外費用	
支払利息	90
設備賃貸費用	49
その他の	10
経常利益	1,336
特別利益	
投資有価証券売却益	432
その他の	5
特別損失	
固定資産除却損	1
税引前当期純利益	1,772
法人税、住民税及び事業税	553
法人税等調整額	△72
当期純利益	1,291

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	3,415	—	—	84	4,928	5,012
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				12	△142	△129
当 期 純 利 益					1,291	1,291
自己株式の取得						
自己株式の処分		△1	△1			
自己株式処分差損の振替		1	1		△1	△1
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	12	1,148	1,161
当 期 末 残 高	3,415	—	—	97	6,076	6,174

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△159	8,268	1,454	△0	1,454	9,722
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△129				△129
当 期 純 利 益		1,291				1,291
自己株式の取得	△97	△97				△97
自己株式の処分	11	10				10
自己株式処分差損の振替		—				—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）		—	△133	△1	△135	△135
当 期 変 動 額 合 計	△86	1,074	△133	△1	△135	939
当 期 末 残 高	△246	9,342	1,320	△2	1,318	10,661

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 | |
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等 | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 以外のもの | |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| (2) デリバティブの評価基準及び評価方法 | |
| デリバティブ | 時価法 |
| (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| 商品及び製品、仕掛品 | 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
| 原材料及び貯蔵品 | |
| (4) 固定資産の減価償却の方法 | |
| 有形固定資産 | 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。 |
| （リース資産を除く） | |
| 無形固定資産 | 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| （リース資産を除く） | |
| リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| (5) 引当金の計上基準 | |
| 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 |

退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付見込額の 期間帰属方法	退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異及び 過去勤務費用の費用処理方法	過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

食品事業	機能性素材、加工食品、肉類を販売しております。これらについて、国内取引においては、商品又は製品を顧客に引き渡した時点、又は出荷された時点で収益を認識し、輸出取引においては、船積時点で収益を認識しております。
飼料事業	配合飼料、水産物を販売しております。これらについて、国内取引においては、商品又は製品が出荷された時点で収益を認識し、輸出取引においては、船積時点で収益を認識しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ①退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ②ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- ヘッジ手段とヘッジ対象
為替予約…外貨建売上債権、外貨建仕入債務、外貨建予定取引
- ヘッジ方針
当社は輸出及び輸入取引における為替リスクをヘッジする目的で行っております。
なお、デリバティブ取引については、実際の輸出及び輸入取引の金額を上限とし、投機目的のための取引は行わない方針であります。
- ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については有効性の評価を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒懸念債権等特定の債権に対する貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

科目名	当事業年度
貸倒引当金（固定資産）	916

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「I.5.会計上の見積りに関する注記」の「(1) 貸倒懸念債権等特定の債権に対する貸倒引当金」に記載した内容と同一です。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

科目名	当事業年度
繰延税金資産	165

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「I.5.会計上の見積りに関する注記」の「(3) 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一です。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

	工場財団 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
建物	1,418	—	1,418
土地	358	—	358
投資有価証券	—	978	978
計	1,776	978	2,755

担保付債務

	工場財団 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
1年内返済予定の長期借入金	288	109	397
長期借入金	447	209	656
計	735	318	1,054

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

14,447百万円

(3) 圧縮記帳により、建物11百万円、機械及び装置95百万円、車両運搬具1百万円、工具、器具及び備品0百万円がその取得価額から控除されております。

(4) 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	(百万円)
関係会社 キリシマドリームファーム(株)	1,341
小豆屋水産(株)	100
計	1,441

(5) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額	11,750百万円
借入実行残高	4,190百万円
差引額	7,560百万円

(6) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	1,695百万円
関係会社に対する短期金銭債務	882百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	4,467百万円
営業取引（支出分）	5,754百万円
営業取引以外の取引（収入分）	129百万円
営業取引以外の取引（支出分）	14百万円

(2) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 50,009百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 461,596株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

貸倒引当金	287百万円
賞与引当金	36百万円
退職給付引当金	574百万円
関係会社株式評価損	48百万円
減価償却超過額	63百万円
未払金（賞与）	48百万円
その他	90百万円
繰延税金資産小計	1,149百万円
評価性引当額	△380百万円
繰延税金資産合計	769百万円
繰延税金負債との相殺額	603百万円
繰延税金資産の純額	165百万円
(2) 繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	603百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	603百万円
繰延税金資産との相殺額	603百万円
繰延税金負債の純額	一百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の 名称又は 氏 名	所在地	資本金又は 出 資 金 (百万円)	事 業 の 内 容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	キリシマド リームファ ーム(株)	宮崎県 都城市	100	食品事業	(所有) 直接100.0	製品の販売 及び購入	畜産用飼 料の販売	1,510	売掛金	357
							債務の保 証	1,341	—	—
	都城ウエル ネスミート (株)	宮崎県 都城市	10	食品事業	(所有) 直接100.0	原料の加工 委託	グループ 内資金貸 借	—	短期借入 金	500
	(株)桜林養鰻	鹿児島 県志布 志市	3	飼料事業	(所有) 直接100.0	鰻の養殖委 託	グループ 内資金貸 借	—	短期貸付 金	700

役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の 名称又は 氏 名	所在地	資本金又は 出 資 金 (百万円)	事 業 の 内 容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員及び個人主要株主等 及びその親族等 （当該会社等 の会社を含む。）	(株)恵比須商 会 (注) 2	山口県 下関市	10	製造機械 の賃借等	(被所有) 直接 4.8 間接 0.3	製造機械の 賃借等 役員の兼任	製造機械 の賃借等	359	未払金	1
									リース債 務（流動 負債）	315
									リース債 務（固定 負債）	1,000
	林 兼 コン ピ ュ ー タ ー(株) (注) 3	山口県 下関市	10	情報処理 事業	—	情報処理の 事務委託等 役員の兼任	情報処理 の事務委 託等	176	買掛金	0
									未払金	14
	林兼冷蔵(株) (注) 4	山口県 下関市	50	冷蔵倉庫 事業	(所有) 直接39.2	原材料等の 保管 役員の兼任	原材料等 の保管	446	買掛金	1
									未払金	37
	(株)ベツケイ (注) 5	大分県 大分市	15	飼料事業	—	製品の販売 及び購入 役員の兼任	養魚用飼 料の販売	974	売掛金	231
							水産物の 仕入等	25	未払金	27
	(株)ファース トエイド (注) 5	山口県 下関市	10	中古自動 車小売業	—	車両購入等 役員の兼任	車両購入 等	14	未払金	0
	(有)三好空調 (注) 5	山口県 下関市	4	電気工事	—	電気工事等	電気工事 等	40	未払金	27

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

上記各社との価格等の取引条件は、市場価格等を勘案して決定しております。

2. (株)恵比須商会は、当社取締役社長中部哲二が議決権の100%を直接所有しております。

3. 林兼コンピューター(株)は、(株)恵比須商会が議決権の80.0%を直接所有しております。

4. 林兼冷蔵(株)は、(株)恵比須商会が議決権の60.8%を直接所有しております。

5. (株)ベツケイ、(株)ファーストエイド及び(有)三好空調は、(株)恵比須商会が議決権の100%を直接所有しております。

8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

連結注記表「I.3. 会計方針に関する事項」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,261円96銭
1 株当たり当期純利益	150円97銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

林兼産業株式会社
取締役会 御中

清稜監査法人
大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	石 井 和也
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	岸 田 忠 郎
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	卯 野 貴 志
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、林兼産業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、林兼産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

林兼産業株式会社
取締役会 御中

清稜監査法人
大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	石 井 和也
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	岸 田 忠 郎
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	卯 野 貴 志
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、林兼産業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、当該事業年度に係る監査計画を定め、監査の方針、職務分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議（取締役会、経営会議、内部統制委員会等）に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、グループ経営会議や往査等の機会を通じ子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

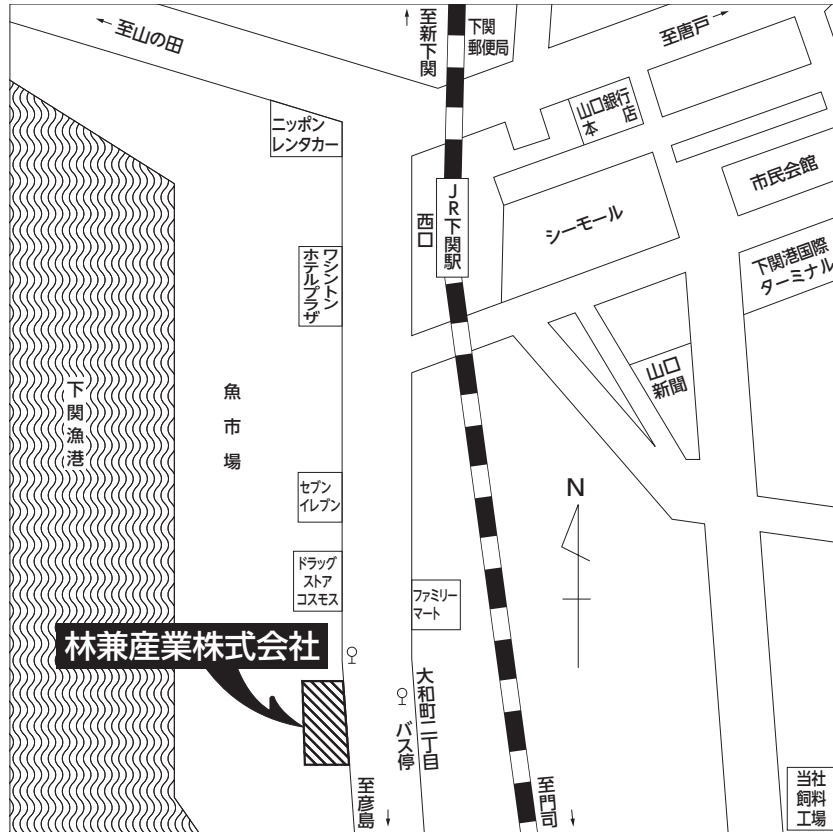
林兼産業株式会社	監査等委員会	
常勤監査等委員	中 嶋 一 貴	㊞
監査等委員	岩 村 修 二	㊞
監査等委員	山 尾 哲 之	㊞
監査等委員	三田村 知 尋	㊞

(注) 監査等委員である中嶋一貴、岩村修二、山尾哲之及び三田村知尋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 林兼産業株式会社本店 4 階ホール
山口県下関市大和町二丁目 4 番 8 号



交通のご案内 JR下関駅 西口より徒歩15分
サンデン交通(バス)大和町二丁目バス停下車

- ◎株主総会に来場できない株主様との公平性を勘案し、お土産の配布はしておりません。
- ◎株主総会へのご来場は公共交通機関をご利用し、お越してください。